

佐久大学信州短期大学部福祉学科 履修規程

(目 的)

第1条 この規程は佐久大学信州短期大学部福祉学科における授業科目の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目など)

第2条 開設する授業科目、配当年次・学期及び単位数ならびに必修・選択・自由の別等は、別表1のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期の所定の期日までに履修登録を行わなければならない。履修登録は、履修届を教務課に届け出ることによって行うものとする。

2 授業科目によっては、その内容との関連において、それぞれ先行して履修すべき科目（以下「先修科目」という。）の単位を修得あるいは修得見込みでなければならない。

3 先修科目は、別表2のとおりとする。

(履修登録の制限)

第4条 次の各号に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

(1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。

3 1年間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限は、1年次58単位、2年次46単位とする。ただし、通算のGPAが2.0以上の場合は、願い出により上限を超えた履修を認めることがある。

(履修登録の変更)

第5条 履修登録は、毎学期の所定の期間に限り、授業科目の変更及び追加、取り消しを認める。それ以外の期間については、原則として履修登録の変更は認めない。

(成績評価)

第6条 各授業科目について、講義及び演習の場合は2/3以上、実習の場合は4/5以上出席した場合に成績評価の対象となる。

2 各授業科目の学修の評価と単位の認定は、筆記試験、口述試験、実技試験などにより行う。

3 成績の評価は、学則第23条に基づき、次のとおりとする。ただし、成績評価の対象とならない授業科目の成績表示は「欠」とする。

判定	合 格				不合格	認定不可
評価	S	A	B	C	D	F（欠）
素点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59～0点	

(総合成績評価)

第7条 前条の成績評価に対して、評価の対象となる期間に履修登録したすべての授業科目について、不合格および欠(欠席超過など)の授業科目も含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均(以下「GPA」という。)を算出し、総合成績評価を行う。

2 成績評価に対するGPは、次のとおりとする。

判定	合 格				不合格	認定不可
評価	S	A	B	C	D	F (欠)
G P	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	0.0

3 GPAは、学期毎に以下の計算式によって算出する。

$$GPA = \frac{[(S \text{ 修得単位数} \times 4.0) + (A \text{ 修得単位数} \times 3.0) + (B \text{ 修得単位数} \times 2.0) + (C \text{ 修得単位数} \times 1.0)]}{\text{履修登録した科目の総単位数 (D・F 評価を含む)}}$$

※小数点第3位以下四捨五入

4 GPAは、学期毎に履修登録した授業科目を対象として算出されるGPA(「学期GPA」という。)及び入学後に履修登録した全授業科目を対象として算出されたGPA(「通算GPA」という。)の2種類とする。

(追試験)

第8条 疾病、その他やむを得ない事情により試験を欠席した者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けようとする者は、追試験願を当該試験実施後7日以内に、疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は証明書又は理由書を添えて教務課に提出し、学長の許可を得なければならない。

3 追試験の成績評価は学則第23条に基づき行う。

(再試験)

第9条 試験(前条に規定する追試験を含む)を受験して不合格となった者に対して再試験を行う。

2 再試験を受けようとする者は、再試験願を指定された期日までに、再試験料を添えて教務課に提出しなければならない。

3 再試験で合格した場合の成績評価は、Cとする。

(再履修)

第10条 単位を修得できなかった授業科目については、原則として再履修し、第6条第1項に規定する条件を満たさなければ成績評価の対象としない。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為をしたときは、当該授業科目を不合格とする。また、同学期内の以後の試験の受験資格を与えない。

(既修得単位等の認定)

第12条 入学前又は入学後に大学、短期大学、高等専門学校専攻科、その他の文部科学

大臣が定める学修で修得した単位は30単位を超えない範囲で卒業要件単位として認定する。

2 認定を受けようとする者は、既修得単位等認定申請書により所定の期日までに申請し、審査を受けなければならない。

3 単位認定された授業科目の成績表示は、N（認定）とする。

（附 則）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 授業科目等（第2条関係）

〈略〉 学則別表参照

別表2 先修科目（第3条関係）

先修科目を 設定する科目名	先修科目
介護実習Ⅱ	介護実習Ⅰ、生活支援技術Ⅰ
介護実習Ⅲ	介護実習Ⅱ、介護過程Ⅰ、生活支援技術Ⅱ・Ⅲ
介護実習Ⅳ	介護実習Ⅲ、介護過程Ⅱ